



JGFA審査員養成

IGFAルールクイズ(A. 共通問題)

正解

A. 共通問題

回答欄 (○×式)

1. 80lb ラインのバッキングラインを 200m 使用して、先端は 20lb ラインを 30m 接続して釣りをした。
この場合で釣った新記録申請魚は 20lb ラインクラスへの申請となる



答え: ○。釣具の規定 A. ラインおよびバッキング → 3. 「バッキングの使用は許可される」とあります。

2. 普段は 50cm 程の魚を釣ることが多い為、IGFA が販売している専用メジャーを 70cm にカットして使っていたが、100cm を超えるレングス新記録に該当する魚が釣れたので、不足部分を足して使用した。この方法はレングス記録申請に使用して問題ない。



答え: ×。オールタックル・レングスレコードに関するルール B. メジャー → 2. 「メジャーが長すぎる場合はカットしてもよいが、つなぐことはできない。」とあります。

3. 電動モーターが装着されているリールで、記録申請出来る大型のカンパチを手巻きで釣った。
リールにはモーターが付いているが、仕掛けの投入からファイトまで一度も電源を入れていないので帰港後に計測して記録申請をした。この方法は記録申請に問題ない。



答え: ×。釣り具の規定 E. リール → C. 「リールにパワーアクセサリーが装着された状況下でベイトやルアーにストライクした魚は、そのアクセサリーが実際に使用されていたかどうかに問わらず、記録申請の対象とはならない。」とあります。電源を抜けば使用可能か IGFA に問い合わせたところ、機械部品がリールに組み込まれている場合、電源からプラグを抜くことができるかどうかにかかわらず、違法とみなされる。機械部分を完全に取り外して、リールを手で普通に使うことができれば使用可能であると回答があった。

4. A 氏がキャストした置き竿に大きなアタリが出たが、仕掛けを投入した A 氏がたまたま不在だったので、同行していた B 氏がフッキングして、戻ってきた A 氏に渡した。記録申請に値するコイを釣ったので、JGFA 会員である A 氏は、このコイを記録申請できる。

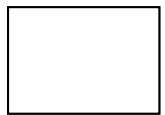


答え: ×。釣りの規定 1 → 「魚がベイトまたはルアーにストライクしたら、釣り人は他からの助けを借りることなく魚をフックにかけ、ファイトし、取り込まなければならない。」とあります。

5. 狙っていた魚が至近距離へ接近してきたので、急ぎルアーを振り込んで魚をストライクさせた。
リーダー部はロッドティップから出でていない距離でのストライクだったのでリーダーでファイトして魚を取り込んだ。この魚を記録申請しても問題ない。



答え: ×。釣りの規定 4 → 「ファイトの大部分はシングルラインで行うことが前提である。ダブルラインやリーダーだけでファイトの大部分を行ってはならない」とあります。



問題

6. リーダーマンがようやくリーダーを掴んだもののギャフが届かない。ギャフマンはフライングギャフを投げて魚体に引っ掛け取り込んだ。フライングギャフは名前の通り、投げて使用して構わない。

答え: ×。釣りの規定7 → 「魚にギャフをかける時、ギャフのハンドルは手に持っていないなければならない」とあります。

7. 効果的に魚を寄せるために、ボートの後ろから鰯のミンチを撒きながらトローリングを行った。この方法はIGFAルールとしても適切である。

答え: ○。釣りの規定の失格となる行為6 → 「木乳動物の肉、血、皮またはその他の部分をチャム(寄せ餌)またはベイトとして使用してはならない。」と規定されているものの、鰯は木乳動物ではないので問題ありません。

8. カジキがヒットし、ラインが引き出された。ラインが引き出されている間はファイトしても無駄なので、ラインの出が止まってからロッドホルダーから竿を抜き、チェアに座りファイトした。この方法は、IGFAルールでも認められている。

答え: ×。釣りの規定2 → 「ロッドをホルダーで固定している時に、魚がベイトまたはルアーにストライクしたら、釣り人はできるだけ速やかにロッドをホルダーから外さなければならない。」とあります。

9. 時化の中、ボートの揺れがきつく安全のために片手をボートの舷側に付き、ロッドバットを舷側に付けてファイトしたが、IGFAルール違反にはならない。

答え: ×。失格となる行為3 → 「魚とのファイト中にロッドホルダーを使う、船べりやその他の物体にロッドをもたせ掛けたりする等の行為は禁止される。」とあります。

10. カジキのランディングに際し、ギャフを用意し忘れた事に気が付いた。咄嗟の機転で首に掛けたタオルを水に濡らしてビルに巻き付け、引っ張り上げた。魚体に傷がつかないこともメリットになるので、IGFAルールとしても適切である

答え: ×。釣り具の規定I・その他の用具4 → 「エンタングリング(魚を絡め取る)用具は、フックの有無にかかわらず禁じられている。ベイティングまたはフッキング、ファイティング、ランディングを含むいかなる目的のためにも使用してはいけない。」とあります。

JGFA 審査員養成/更新

IGFA ルールクイズ(C. ルアー、淡水、岸(磯)釣り、沖釣り)

正解

問題

回答欄 (○×式)

6. 魚とファイト中、不意に体勢を崩してしまいロッドが半分に折れてしまったが、折れてしまつたことによりポンピングが楽になり早く魚を取り込むことが出来た。この魚は、記録申請に適しているか。

X

答え: ×。失格となる状況1 → 「ロッドが最低寸法より短くなったり、その性能をひどく減じるような方法で折れた時」とあります。

7. 仲間と数人で船に乗り、活きた魚を泳がせて釣りをした。隣の仲間とダブルヒットの状態となりファイト。大きな魚を取り込むことが出来たが隣の仲間のフックも飲み込んでいた。この魚は、記録申請ができるか。

X

答え: ×。失格となる状況3 → 「一尾の魚が複数のラインにかかった、あるいは絡んだ時。」とあります。

8. 市販品のタイラバを使用するにあたり、フック配列がIGFAルールに適していない製品もあるため、自分でシングルフックを一本にして作り直した。このタイラバを使用した場合、記録申請はできるか。

○

答え: ○。IGFAルールとアシストフック＆タイラバ → 「①シングルフック2本までの使用が認められます。」とあります。IGFAルールに沿ったフック配列で作製、装着することは可能です。

9. 四国のとある河口付近の海でスズキ釣りをしていたが、大型のアカメがヒット。無事に取り込み計測すると従来の記録を上回る大きさだった。使用したリーダー長は3mだったが、海で釣ったので、記録申請をしても問題ない。

X

答え: ×。アカメは海にも生息しているが、JGFAでは淡水魚のカテゴリーとなっているので、釣り具の規定C. ライン → 「すべてのラインクラスにおいてリーダーは1.82m(6フィート)以内とし、リーダーとダブルラインの合計長は3.04m(10フィート)以内であること」に則る。

10. 流れの強い河川でシロザケ釣りをしていた。狙い通り記録級の大型をヒットさせることが出来たが、魚に勢いよく下流へ走られてしまった。そのまま自分は動けず耐えていると、10m程下流で釣りをしていた友人がネットで取り込んでくれたので、記録申請をした。

X

答え: ×。釣りの規定6 → 「岸釣りまたはウエーディングの釣りをしているアングラーの取り込みを助ける人は、リーダーを掴む、ネットで掬う、あるいはギャフを掛ける際、アングラーからロッド1本ぶん以内の距離にいなければならない」とあります。

JGFA 審査員養成/更新
JGFA ルールクイズ(D. フライフィッシング)

正解**問題**

回答欄 (○×式)

6. ソルトウォーターのシイラ釣りで、ドロッパーは2本まで使うことができる。

×

答え: ×。釣具の規定→F. フライに「ドロッパーは、サケ科の魚（マス、グレイリング、サケ各種など）を釣る場合に限り使用可能とし…」とありますので、シイラ釣りには使えません。

7. ショックティペットの長さは、両端にあるノットの内側を厳密に計測する。

×

答え: ×。釣具の規定→B. リーダーに「ショックティペットの長さは、フックのアイからクラスティペットのシングル部分までを測る（クラスティペットに接続するためのノット部分もショックティペットとみなされる。）」とあります。

8. フライフィッシングでは、冷凍のワカサギやキビナゴ、イワシミンチなどをチャム（寄せ餌）として使うことはできない。

×

答え: ×。釣りの規定→7. に「水乳動物の肉、血、皮またはその他の部分をチャム（寄せ餌）として使用してはならない。」とはありますが、他のものは禁止されていませんので、小魚やミンチを撒いて釣ることは禁止されていません。

9. 先端強度が8ポンドと表記してある市販のテーパーリーダーは、4kgのティペットクラスにおける記録申請に問題なく使うことができる。

×

答え: ×。メーカーの表示強度が8ポンド=約4kgであったとしても、実際の試験による破断強度がそれを上回った場合は、その上のクラスの申請に格上げされます。

10. 重いシンキングラインを、キャストすることなくボートから真下に沈め、ラインを送り出して所定の層にフライを届けたあとにリトリーブを開始するような釣り方は禁止されている。

○

答え: ○。釣りの規定→3に「キャスティングやリトリーブは、通常の慣習に則り、一般的に受け入れられた方法で行わなければならない。」とあります。